

経營業務の管理責任者の設置（法第7条第1号，施行規則第7条第1号）

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため，適正な建設業の経営を期待するためには，建設業の経營業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断され，この要件が定められています。

◎ 経營業務の管理責任者の要件

許可を受けようとする者が，法人の場合には「常勤役員」のうちの1人，また，個人である場合には「本人又はその支配人」が次の表に示す要件を備えていることが必要です。

- ・ 「常勤」とは，原則として本社，本店等において休日その他勤務を要しない日を除き，一定の計画のもとに，毎日所定の時間中，その職務に従事している者をいいます。
- ・ 「役員」とは，業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者（法人格のある各種組合の理事，執行役員等）をいいます。（単に社内等の呼称である会長・専務・常務に任ぜられた者や，顧問，監査役，会計参与，監事及び事務局長等は含まれません。）
- ・ 執行役員等とは，業務を執行する社員，取締役又は執行役に準ずる地位にあつて，許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し，取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた者をいいます。
- ・ 建築士事務所を管理する建築士，宅地建物取引業者の専任の取引主任者等他の法令で専任を要するものと重複する者は，専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

経営業務の管理責任者の要件を満たす者

経営を経験した時の地位	経験期間 (建設業に関しては建設業の業種は問わない)	経営業務の管理責任者としての該当条項 (いずれの場合も全ての業種の管理責任者となることが可能)
① 役員等 ・法人の役員（「執行役員等」を除く） ・個人事業主，支配人 ・営業所長，支店長	建設業に関し5年以上 ＊経験期間は②の地位との通算可能	施行規則 第7条第1号イ（1）
	建設業に関し， 役員等2年以上 かつ， 建設業に関し 5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理，労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る） （注1）表下に具体例	施行規則 法第7条第1号ロ（1） ＊ただし，この表の次に記載する直接に補佐する者を置く必要がある。
	役員等5年以上， うち建設業に関し役員等2年以上	施行規則 第7条第1号ロ（2） ＊ただし，この表の次に記載する直接に補佐する者を置く必要がある。
② 準ずる地位 ・法人の「執行役員等」	建設業に関し5年以上 ＊経験期間は①の地位との通算可能	施行規則 第7条第1号イ（2）
③ 補佐経験 ・法人の役員を直接補佐する営業部長等 ・営業所長，支店長を直接補佐する次長等 ・個人事業主の事業専従者（妻子等）	建設業に関し6年以上 ＊経験期間は①，②の地位の経験年数との通算可能	施行規則 第7条第1号イ（3）

（注1）該当する者の例

- ・建設業の取締役経験3年，建設業の財務管理担当部長（取締役に次ぐ職位の部長）経験2年
- ・建設業の取締役経験2年，建設業の労務管理担当部長（取締役に次ぐ職位の部長）経験3年

※ 「支配人」とは，事業主に代わって，その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいいます。

※ 「取締役」，「執行役」，「支配人」については，商業登記が必要です。

上表（P2）の各地位における経験の内容

a 上表①の場合……役員等

営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、受注者としての建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には次のいずれかの経験をいいます。

- ・ 法人役員（監査役、会計参与、監事及び事務局長等を除く）としての経験（非常勤の経験を含む。）
- ・ 個人事業主本人又は支配人としての経験
- ・ 許可業者の営業所の所長、支店長等（令3条の使用人）としての経験
- ・ 許可のない業者の営業所の所長、支店長等であるが、軽微な建設工事の請負契約の締結権限を持つ者としての経験

b 上表②の場合……準ずる地位

経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験であり、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従つて、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

c 上記③の場合……補佐経験

- ・ 法人の場合は、役員・組合理事・支店長・営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位（営業部長・支店次長等）としての経験
- ・ 個人の場合は、事業主・支配人に次ぐ職制上の地位（配偶者、子等）としての経験

「補佐した経験」とは、経営者に準ずる権限を持って、建設工事の施工に必要とされる経營業務（資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等）に従事した経験をいいます。

上表（P2）の経營業務の管理責任者を直接に補佐する者

上表の「施行規則第7条第1号ロ（1）」又は「施行規則第7条第1号ロ（2）」該当者が経營業務の管理責任者となるためには、建設業に係る財務管理、労務管理、業務運営の業務について、直接に補佐する者を置く必要があります。なお、同一人が3つの業務を全て補佐することも可能です。

*財務管理……建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金支払いなどに関する業務

*労務管理……社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務

*業務運営……会社の経営方針や運営方針の策定、実施に係る業務

「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上、経營業務の管理責任者との間に他の者を介在させることなく、経營業務の管理責任者から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

◎ 確認資料（経營業務の管理責任者としての建設業の経営経験の確認）について

建設業の経営経験については以下の確認資料（経験したときの状況によって異なるので注意）により、「建設業の経営経験期間（a）」及び「建設業を営業した期間（b）」の両方について、所定の年数（（a）及び（b）は同一期間であることが必要）以上確認できる必要があります。（以下のウ、エにおいても同じ）

○法人の役員、事業主本人の場合（建設業の経営経験）

経験の種類	自社で営業（許可なし）		許可業者の役員 （自社含む）	過去に 経営経験
	法人役員	個人事業主		
経営経験期間 の確認 （a）	役員欄の（閉鎖） 登記簿抄本により 把握	確定申告書の控え （所得証明）によ り把握	役員欄の（閉鎖）登 記簿謄本により把握	許可申請書の 副本により把握
建設業を営業 した期間の確認 （b）	契約書、注文書、請求書等、建設工 事を請け負っていたことが確認できる資 料（注）		許可申請書（更新除 く）、変更届出書、 経審申請書の副本	・表紙 ・経営証明書

（注）契約書、注文書、請求書等は建設工事に係るものであれば、業種は問いません。
（以下の表についても同じ。）

○営業所長経験の場合（建設業の経営経験）

経験の種類	許可業者の営業所長 （建設業法施行令第3条に規定する使用人）	許可のない業者の営業所長
経営経験期間 の確認 （a）	許可申請書の営業所一覧表及び令3条 使用人の一覧表、略歴書、変更届（令 3条の追加・削除）	5ページの（注1）～（注3）の書 類
建設業を営業 した期間の確認 （b）	許可申請書（更新除く）、変更届出 書、経審申請書の副本	契約書、注文書、請求書等、建設工 事を請け負っていたことが確認でき る資料

○執行役員等としての経営管理経験の場合（建設業の経営経験）

経験の種類	法人の執行役員等	
経営経験期間 の確認 （a）	5ページの（注1）～（注4）の書類	
建設業を営業 した期間の確認 （b）	①許可業者の場合 許可申請書（更新除く）、変更届出書、経審申請書の副本 ②許可のない業者の場合 契約書、注文書、請求書等、建設工事を請け負っていたことが確認でき る資料	

○経營業務を補佐した経験の場合（建設業の経営経験）

経験の種類	法人の部長等	個人事業主の妻等
経営経験期間 の確認（a）	5ページの（注1）～（注3）の書類	確定申告書の控により把握 （事業専従者欄への記載）
建設業を営業 した期間の確認 （b）	①許可業者の場合 許可申請書（更新除く）、変更届出書、経審申請書の副本 ②許可のない業者の場合 契約書、注文書、請求書等、建設工事を請け負っていたことが確認でき る資料	

◎ 確認資料（経営業務の管理責任者のうち「施行規則第7条第1号ロ（1）」又は「施行規則第7条第1号ロ（2）」該当者としての建設業の経営経験以外の経験期間の確認）について

経験の種類	確認資料	
法人役員	役員欄の（閉鎖）登記簿抄本	
個人事業主	確定申告書の控え（所得証明）	
支配人	個人事業主の（閉鎖）登記簿謄本	
営業所長，支店長	当ページの（注1）～（注3）の書類	
建設業に関し，役員等に次ぐ職制上の地位 （財務管理，労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る）	地位の確認（a）	当ページの（注1）～（注3）の書類
	建設業を営業した期間の確認（b）	①許可業者の場合 許可申請書（更新除く），変更届出書，経審申請書の副本 ②許可のない業者の場合 契約書，注文書，請求書等，建設工事を請け負っていたことが確認できる資料

◎ 確認資料（経営業務の管理責任者のうち「施行規則第7条第1号ロ（1）」又は「施行規則第7条第1号ロ（2）」該当者を直接に補佐する者の経験期間（5年以上）の確認）について

※経験期間は申請者たる法人，事業所での経験に限る。

確認内容	確認資料
業務経験期間の確認（a）	当ページの（注2），（注3）の書類
建設業を営業した期間の確認（b）	①許可業者の場合 許可申請書（更新除く），変更届出書，経審申請書の副本 ②許可のない業者の場合 契約書，注文書，請求書等，建設工事を請け負っていたことが確認できる資料

なお，直接補佐することの確認資料として，申請又は届出時点における組織図その他これに準ずる書類が必要となります。

- （注1）地位の確認書類：組織図その他これらに準ずる書類
（注2）業務の確認書類：業務分掌規程，過去の稟議書その他これらに準ずる書類
（注3）期間の確認書類：人事発令書その他これらに準ずる書類
（注4）権限の確認書類：定款，執行役員規程，取締役会規則，取締役就業規則，文書決裁規程，取締役会の議事録その他これらに準ずる書類